

令和8年 議案第6号

みよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正  
上記の議案を提出する。

令和8年3月17日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

#### 説 明

この案を提出するのは、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の全部改正に伴い必要があるからである。

# みよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）の全部改正（令和7年9月25日告示、令和8年4月1日施行。）に伴い、必要な改正を行う。

【内 容】 市立学校の教育職員が業務を行う時間に関する規定を改める。（第3条関係）  
「（令和2年文部科学省告示第1号）第3（1）」を「（令和7年文部科学省告示第114号）第1章第3節（1）」に改める。

【施行期日】 令和8年4月1日

【参 考】 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（抜粋）

## 第1章 総則

### 第3節 業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

#### （1）本指針における「勤務時間の考え方」

教育職員は、（中略）正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間を含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間

ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

みよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

みよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和3年みよし市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（教育職員の業務量の適切な管理）</p> <p>第3条 教育委員会は、市立学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<u>令和7年文部科学省告示第114号</u>）第1章第3節(1)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>2 略</p>	<p>（教育職員の業務量の適切な管理）</p> <p>第3条 教育委員会は、市立学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<u>令和2年文部科学省告示第1号</u>）第3(1)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、市立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。